【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（変更登録等）

第三十一条　金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融商品取引業者登録簿に登録しなければならない。

３　金融商品取引業者は、第二十九条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

４　金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

５　第二十九条の三及び第二十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第二十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十九条の四第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号イからハまで、第二号及び第三号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

６　第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者は、第三項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（変更登録等）

第三十一条　金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融商品取引業者登録簿に登録しなければならない。

３　金融商品取引業者は、第二十九条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

４　金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

５　第二十九条の三及び第二十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第二十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十九条の四第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号イからハまで、第二号及び第三号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

６　第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者は、第三項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（改正前）

（新設）

第三十条　証券会社は、第二十八条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

③　証券会社は、第二十八条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（４、５　新設）

④　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。）を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第三十条　証券会社は、第二十八条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

③　証券会社は、第二十八条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。）を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（改正前）

第三十条　証券会社は、第二十八条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

②　金融再生委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

③　証券会社は、第二十八条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

④　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。）を変更しようとする場合においては、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第三十条　証券会社は、第二十八条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

②　金融再生委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

③　証券会社は、第二十八条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

④　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。）を変更しようとする場合においては、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

（改正前）

第三十条　証券会社は、第二十八条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

③　証券会社は、第二十八条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。）を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第三十条　証券会社は、第二十八条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

③　証券会社は、第二十八条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　第二十九条第一項の認可を受けた証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。）を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（改正前）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき（総理府令・大蔵省令で定める場合を除く。）。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき（総理府令・大蔵省令で定める場合を除く。）。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

（改正前）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき（大蔵省令で定める場合を除く。）。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき（大蔵省令で定める場合を除く。）。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

（七　削除）

（改正前）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき（大蔵省令で定める場合を除く。）。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

七　証券業を営む会社を外国において設立しようとするとき、又は証券業を営む外国の会社の株式をその発行済株式の総数に大蔵省令で定める率を乗じて得た数を超えて取得しようとするとき。

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき（大蔵省令で定める場合を除く。）。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

七　証券業を営む会社を外国において設立しようとするとき、又は証券業を営む外国の会社の株式をその発行済株式の総数に大蔵省令で定める率を乗じて得た数を超えて取得しようとするとき。

（改正前）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

七　証券業を営む会社を外国において設立しようとするとき、又は証券業を営む外国の会社の株式をその発行済株式の総数に大蔵省令で定める率を乗じて得た数をこえて取得しようとするとき。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】

（改正後）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

七　証券業を営む会社を外国において設立しようとするとき、又は証券業を営む外国の会社の株式をその発行済株式の総数に大蔵省令で定める率を乗じて得た数をこえて取得しようとするとき。

（改正前）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

（七　新設）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき。

六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

（改正前）

第三十二条　証券業者は、第二十八条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

②　第二十九条、第三十条第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第三十二条　証券業者は、第二十八条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（②③　削除）

②　第二十九条、第三十条第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。

（改正前）

第三十二条　証券業者は、第二十八条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

②　前項の場合においては、その変更を証する書面を変更届出書に添附しなければならない。但し、その変更が本店及び支店以外の営業所又は代理店の名称又は所在の場所に関するものであるときは、この限りでない。

③　第一項の規定による変更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及びその者が前条第一号、第二号及び第三号の二乃至第四号の規定に該当しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置したことに係るものであるときは、当該代理店契約書の写を変更届出書に添附しなければならない。

④　第二十九条、第三十条第一項及び前条の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを準用する。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第三十二条　証券業者は、第二十八条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

第三十二条　証券業者は、第二十八条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

③　第一項の規定による変更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及びその者が前条第一号、第二号及び第三号の二乃至第四号の規定に該当しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置したことに係るものであるときは、当該代理店契約書の写を変更届出書に添附しなければならない。

（改正前）

③　第一項の規定による変更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置したことに係るものであるときは、当該代理店契約書の写を変更届出書に添附しなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三十二条　証券業者は、第二十八条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

②　前項の場合においては、その変更を証する書面を変更届出書に添附しなければならない。但し、その変更が本店及び支店以外の営業所又は代理店の名称又は所在の場所に関するものであるときは、この限りでない。

③　第一項の規定による変更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置したことに係るものであるときは、当該代理店契約書の写を変更届出書に添附しなければならない。

④　第二十九条、第三十条第一項及び前条の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを準用する。